

令和5年度皇居外苑北の丸公園  
陥没復旧測量設計業務  
特記仕様書

令和5年10月

環境省皇居外苑管理事務所

# 第1章 総則

## 第1条 適用

1. この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第1篇 測量業務及び、第3篇 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。

なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているものを適用し、アドレスは以下の通りである。

[http://https://www.env.go.jp/nature/park/tech\\_standards/03.html](http://https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html)

2. この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

## 第2条 測量対象範囲

本業務の設計範囲は別途図面に示す範囲とする。

## 第3条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約の翌日から、令和6年1月31日迄とする。尚、休日には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始の他、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

## 第4条 管理技術者

管理技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。また本業務の管理技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

①測量士

②入札（業務）説明書に定める実績を有する者。

## 第5条 打合せ等

打合せは下記の区切りにおいて行うものとし、回数は3回以上とする。

1) 業務着手時

2) 業務中間時

3) 業務完了時

## 第6条 関係法令及び条例の遵守等

受注者は、測量業務の実施にあたっては、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）及び、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

## 第7条 業務計画

受注者は、業務計画書作成時に、共通仕様書1.12の2の定めのほか下記を記載する。

1) 安全管理

## 第8条 成果物の提出

1. 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品は、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「測量成果電子納品要領「土木設計業務等の電子納品要領：（以下、「要領」という）（国土交通省参照）に基づいて作成した電子データを指す。
2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R 又は DVD)で2部提出する。「要領」で特に記載が無い項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
4. 工事費内訳明細書を電子納品する場合、エクセル形式「office2010(Ver14)」以降で作成したもの。並びにPDF形式で出力したものを併せて納品のこと。
5. 紙媒体は、報告書を2部（図面：A3判、その他：A4判）提出するものとする。
6. 印刷物等の提出においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 第9条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

## 第10条 再請負

本業務について、主たる部分の再請負は認めない。

本業務における「主たる部分」は、共通仕様書 1.28 の1に示すとおりとする。

#### 第 11 条 業務の再請負の申請について

1. 業務の一部（主たる部分を除く）を再請負しようとするときは、あらかじめ再請負の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再請負の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。  
なお、再請負の内容を変更しようとするときも同様とする。
2. 前項の規定は、共通仕様書 1.28 の 2 に示す簡易な業務を再請負しようとするときには、適用しない。
3. 第 1 項の規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

#### 第 12 条 建設副産物対策

共通仕様書 2.9 の 9 に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

#### 第 13 条 設計業務の成果

当該業務における数量計算書は、設計業務等共通仕様書 2.11 の（4）に示すとおり、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省参照）により工種別、区間別に取りまとめるものとし、算出した結果は「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」（国土交通省参照）により電子データにて提出するものとする。なお、提出様式は、原則として下記アドレスに示すホームページに掲載されている「数量集計表様式（案）」（国土交通省参照）によること。

<http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/suryo.htm>

#### 第 14 条 業務の進捗管理

受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、調査職員の承諾を得るものとする。  
また、受注者は、業務の進捗に合わせて業務スケジュール管理表（様式自由）を作成・更新し、業務計画書提出時及び毎月 1 日に提出すること。

#### 第 15 条 個人情報の取扱について

本業務は「個人情報の取扱い」として、共通仕様書 1.31 の 8 の他に以下の内容を加えるものとする。調査職員の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（用紙を定めない）を調査職員に提出しなければならない。

#### 第 16 条 旅費交通費について

本業務の旅費交通費の算定にあたっては、積算上の基地を東京都庁とする。

なお、契約後は計業務等標準積算基準書による積算上の基地の考え方に基づき、当該業者の所在により、必要に応じて設計変更を行うものとする。

## 第17条 保険加入

受注者は、共通仕様書 1.38 に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（例）設計業務等共通仕様書 1.38 保険加入の義務に基づき、雇用者等を被保険者とする保険に加入しています

## 第18条 関係法令及び条例の遵守等

本業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。  
なお、業務対象地は、国指定特別史跡 江戸城跡に指定されている。

## 第19条 精度管理

精度管理は、「国土地理院公共測量作業規程」に準じること。

# 第2章 業務内容

## 第20条 業務の目的

令和3年11月に北の丸公園千鳥ヶ淵堤塘において、堤塘の陥没が発見された。陥没範囲を確認するため、令和4年度皇居外苑北の丸公園陥没復旧設計予備検討等業務にて磁気探査による調査を行ったところ、目視できる陥没箇所の上に奥に空洞が確認された。このため、本業務は、現地調査及びレーザー探査を行い、空洞体積を推定するとともに、陥没復旧のための設計及び積算を行うものである。

## 第21条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準は、共通仕様書に定めるものの他、調査職員の指示したものとす  
る。

## 第22条 業務の内容

### 1. 空洞測量

#### (1) 計画準備

特記仕様書に示す業務目的を把握した上で、業務計画の作成及び関係資料の収集を行う。

#### (2) 現地踏査

計測調査の実施に先立ち、現地踏査を行い、空洞調査箇所の決定、調査機材の準備等を行う。

#### (3) 基準点測量

GNSS（相対即位）による VRS 測量を行う。

なお、新点の選定にあたっては、調査職員と協議すること。

#### (4) 空洞形状計測

3D レーザースキャナー探査により空洞形状の計測を行う。陥没穴はさらなる崩落のおそれがあるため、ロッド先端に取り付けた機器により地上から計測する。使用するボアホールレーザースキャナーは、下記に示す性能と同等以上のものとする。

- ・形状方式：3D レーザースキャンニング方式、連続スキャン
- ・測定距離：150m程度
- ・探査角度：水平360°、垂直-90°～+90°
- ・分解能：0.1°

#### (5) 空洞三次元計測図作成

(4) の空洞形状計測の結果を基に、空洞の三次元計測図を作成する。

## 2. 実施設計

### (1) 調査結果解析

1. 空洞調査の結果を解析し、空洞の復旧範囲を決定する。また、空洞復旧範囲の体積(平面範囲及び空洞厚)の算出を行う。

### (2) 現地踏査

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために、設計範囲及びその周辺状況について現地踏査を行う。特に施工計画の観点から現地状況を把握する。

### (3) 陥没箇所の復旧工法の検討

- ・空洞測量結果や現地踏査結果を踏まえ、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術特徴、課題を整理し、調査職員と協議のうえ、設計する復旧工法の比較案3案の選定を行う。
- ・選定した工法案に対して、施工性、経済性、維持管理、環境との整合等を勘案した評価を行い、検討を行う。また、検討結果を踏まえ、復旧工法を決定する。

### (4) 設計図作成

2 (3) で決定した工法で施工するための設計図面(位置図、平面図、縦断図、横断図、標準断面図、仮設図、撤去図、その他必要な図面)を作成する。

### (5) 数量計算

数量算出方法に基づき工種毎に数量を算出する。

### (6) 概算工事費算出

2 (4) 及び(5) を基に積算し、概算工事費を算定する。

### (7) 報告書の作成

1 及び2 (1) ～(6) をとりまとめ、報告書を作成する。

## 第3章 その他

### 第23条 資料の貸与

発注者が貸与する図書その他の資料は、調査職員が別途指示する。

### 第24条 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

### 第25条 業務対象箇所への立ち入り

現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

### 第26条 疑義

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

### 第27条 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、調査職員の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

